



バーゼル条約附属書改正と バーゼル法・廃棄物処理法の施行について

バーゼル法等説明会

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課



1. バーゼル条約附属書の廃プラスチックに係る改正について
2. 廃プラスチックに係る改正の施行とその後の輸出量の変化について
3. バーゼル法・廃棄物処理法に基づく輸出入の状況について
4. その他参考情報
 - ・COP15 E-wasteに係る改正
 - ・不適正な輸出の未遂事例
 - ・令和4年度における厳重注意指導案件
 - ・リチウムイオン電池の輸送に関する注意事項

- 1. バーゼル条約附属書の廃プラスチックに係る改正について**
2. 廃プラスチックに係る改正の施行とその後の輸出量の変化について
3. バーゼル法・廃棄物処理法に基づく輸出入の状況について
4. その他参考情報
 - ・COP15 E-wasteに係る改正
 - ・不適正な輸出の未遂事例
 - ・令和4年度における厳重注意指導案件
 - ・リチウムイオン電池の輸送に関する注意事項

バーゼル条約・OECD理事会決定・バーゼル法

バーゼル条約

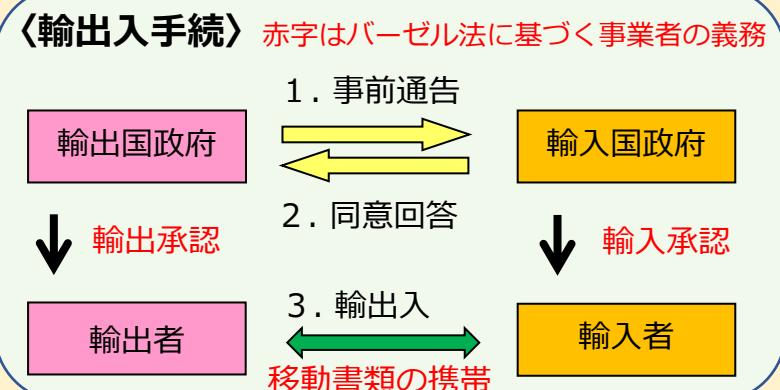
- 正式名称：有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約
- 成立：1989年採択、1992年発効
- 締約国数：188カ国 1 機関 1 地域（2023年3月）
- 概要：
 - ・有害廃棄物等の国内処理の原則・越境移動の最小化
 - ・輸出先国への事前通告・同意取得義務、
移動書類の携帯義務
 - ・不法取引が行われた際の輸出者の国内引き取り義務

OECD理事会決定

- 正式名称：回収作業に向けられる廃棄物の国境を超える移動の規制に関する理事会決定
- 成立：1992年に採択
- 概要：
 - ・OECD加盟国間のリサイクルを目的としたバーゼル条約に基づく協定。
 - ・リサイクル目的の輸出入手続きの簡素化
 - ・特定のアイテム（グリーンリスト対象物）はバーゼル手続きを不要とする

バーゼル法

- 正式名称：特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
- 位置づけ：バーゼル条約の国内担保法
(環境省と経産省の共管法)
- 概要： 有害廃棄物等の輸出入に際して、輸出国と輸入国との間での「事前通告及び同意」手続や「移動書類」の携帯等を義務付け。



バーゼル条約附属書改正について

- プラスチック廃棄物による海洋汚染の指摘を受け、2019年に行われたバーゼル条約締約国会議(COP14)において、プラスチックの廃棄物を新たに条約の規制対象に追加する条約附属書改正が決定。
- これにより、規制対象となるプラスチックを輸出するためには、輸出相手国に対する通告及び事前の同意が必要となった。他方、「輸出禁止措置」ではないことに留意が必要。
- 本附属書の改正を受け、日本は改正バーゼル条約附属書を国内法で担保するため、バーゼル法省令を改正。また、規制対象のプラスチックを判断するための該非判断基準を策定し、税関等と協力して輸出入管理を行っている。

〈途上国における廃プラの不適正処理〉



廃棄物管理の能力が低い国ではリサイクルの過程で環境中に流亡し、海洋汚染の懸念も。

バーゼル条約で途上国への流れを
輸出入の段階で管理

〈該非判断基準に基づく輸出入管理〉

非規制対象



規制対象



税関の職員等が容易に判断でき、また、判断のばらつきが生じにくい基準を、汚れ、異物の混入、素材の単一性等の観点から策定。

輸入国における環境保全及び円滑な
輸出入管理・シップバックの防止

- バーゼル条約附属書の改正により、プラスチックの廃棄物に関する規定が、バーゼル条約附属書Ⅱ、Ⅷ及びⅨに追加された。
- これにより、バーゼル条約において、全てのプラスチックの廃棄物（バーゼル条約の規制対象及び規制対象外を含む）が網羅的に規定されることとなった。
- 改正内容はバーゼル法及びバーゼル法に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令にて担保されている。

＜バーゼル条約附属書の改正内容とバーゼル法及び省令での担保の関係＞

改正された 条約附属書	追加された廃棄物	バーゼル法・バーゼル省令での担保	規制対象
附属書Ⅱ	Y48（特別の考慮が必要なプラスチックの廃棄物）を追加	バーゼル法第2条第1号口の「条約付属書Ⅱに掲げるもの」で担保（法律改正なし）	規制対象
附属書Ⅷ	A3210（有害なプラスチックの廃棄物）を追加	バーゼル法省令別表第四に「別表第六に掲げる物を含み、若しくはこれらにより汚染されたプラスチックのくず又はこれらの混合物」を追加し担保（省令改正）	規制対象
附属書Ⅸ	B3011（非有害なプラスチックの廃棄物）を追加	バーゼル法省令別表第三に「次に掲げるプラスチックのくずであって、別表第一の二の項第三号に掲げる処分作業（再生利用するため調製されたものに限る。）が予定され、かつ、ほとんど汚染されていないもの（以下略）」を追加し担保（省令改正）	規制対象外

＜附属書Ⅱ（Y48）の概要＞

Y48 プラスチックの廃棄物（当該廃棄物の混合物を含むものとし、次のものを除く。）

- この条約の第一条1(a)に規定する有害廃棄物であるプラスチックの廃棄物（A3210）
- プラスチックの廃棄物であって、環境上適正な方法で再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの（略）（B3011）
- ポリエチレン（PE）、ポリプロピレン（PP）又はポリエチレンテレフタレート（PET）から成るプラスチックの廃棄物の混合物であって、環境上適正な方法で各物質に分別し、再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの（B3011）

（1）複数のプラスチック樹脂の混合がない場合の該非判断基準

- 複数の樹脂の混合がない、単一な樹脂から構成されるプラスチックの該非判断基準については、下記のA～Dの条件を全て満たすものとする。
- A、B、Cの条件については、「ほとんど汚染されておらず、及び他の種の廃棄物をほとんど含まないもの（当該廃棄物の混合物を除く）」との規定を、文言通りに解釈して必要となる要素であるため採用している。
- Dの条件については、当該条件を満たすプラスチックは輸入国において環境汚染を引き起こす可能性が低く、またシップバックの対象にもなりにくいと考えられるため、採用している。
- なお、水際対策の実効性を勘案し、A～Dの条件を満たすことが外見から確認できない場合は、規制対象外であるとは判断できない。

＜バーゼル法の規制対象外となるための条件＞

- A：飲食物、泥、油等の汚れが付着していないこと
- B：プラスチック以外の異物が混入していないこと
- C：単一のプラスチック樹脂で構成されていること
- D：リサイクル材料として加工・調整されていること

①ペレット状のプラスチック

②フレーク状又はフラフ状かつ、ほとんど無色透明又は単一色のプラスチック

なお、ミックスカラーのフレーク状又はフラフ状のプラスチックは、汚れの付着や異物の混入を見分けることが困難であるため、原則として規制対象となる。一方で、製品の製造工程から排出されたプラスチックをそのままフレーク状又はフラフ状に加工したことが証明できるものであれば、ミックスカラーであっても規制対象外とする。

規制対象外と判断する理由

- 一般的にペレット状、フレーク状、フラフ状のプラスチックは、その加工の過程で、洗浄・選別され、またリサイクル材料として調整されるため、A～Dの条件を全て満たす。
- ただし、①、②であっても、何らかの理由により汚れが付着していたり、異物が混入したりしていれば、当然ながら「規制対象外」とはならない。

＜①ペレット状のプラスチックの例＞



＜②フレーク状又はフラフ状かつほとんど無色透明又は単一色のプラスチックの例＞



③製品の製造工程等から排出されるシート状、ロール状又はペール状のプラスチック及び製造ロス品・端材

＜注意＞ 製品の製造工程等から排出されたことが証明できるものである必要がある。なおペール状のプラスチックは、内容物が均質な軟質プラスチック（製品の梱包等に使用されたフィルム、シート等）であり、かつ輸送の過程でプラスチックに汚れがつかないように、外側が透明なフィルム等で覆われているものに限定される。

④発泡プラを減容させたインゴット

規制対象外と判断する理由

- ③は製品の製造工程等で、余剰品や未利用品等として排出されるプラスチックであり、汚れの付着や異物の混入等は起きにくく、また基本的に単一素材で構成されており、リサイクル材料として調整されているものと同等ととらえることができるため、A～Dの条件を全て満たす。
- ④はその減容の過程で、汚れや異物が除去され、また、基本的に単一素材で構成されており、リサイクル材料として調整されているものと同等ととらえることができるため、A～Dの条件を全て満たす。
- ただし、③、④であっても、何らかの理由により汚れが付着していたり、異物が混入したりしていれば、当然ながら「規制対象外」とはならない。

＜③製品の製造工程等から排出されるシート状、ロール状又はペール状のプラスチックの例＞



＜インゴット状の発泡ポリスチレン（PS）（④の例）＞



- 代表的なプラスチックである、製品の製造工程等以外で発生するプラスチック及び使用済み家電由来プラスチックの該非判断については以下のとおり。

規制対象外



規制対象



＜製品の製造工程等以外で発生するプラスチック＞



＜使用済み家電由来のプラスチック＞



- 代表的なプラスチックである、製品の製造工程等以外で発生するプラスチック及び使用済み家電由来プラスチックの該非判断については以下のとおり。

規制対象外



〈団子状のプラスチック〉



〈複数種類のプラスチック樹脂で構成されるアロイ〉



規制対象



〈汚れが付着しているベール〉



〈製造工程等から発生するシート状の型抜き〉



〈破碎されている被覆線〉



（2）PE、PP、PETが混合している場合の該非判断基準

- ・ ポリエチレン（PE）、ポリプロピレン（PP）又はポリエチレンテレフタレート（PET）から成るプラスチックの廃棄物の混合物は、ペットボトルのボトル、ラベル、キャップの混合物を想定した規定。
- ・ ペットボトル由来のプラスチックの判断基準であることから、判断基準としては下記のA～Cの条件を全て満たすものとする。
- ・ なお、裁断されていなければ、洗浄されているとみなすことはできないため、CはBを確認するために必要な要件となる。
- ・ また、日本国内で生産されているペットボトルのラベルには、条約で規定されている3種類のプラスチックの他に、ポリスチレン（PS）が使用されていることが多く、実際に規制対象外となるためにはラベルも取り除かれていることが必要となる。
- ・ 他方、国内で一般的に行われている選別の過程においても、わずかなラベルの混合は避けがたく、また混合していても環境上適正な方法でリサイクルすることは可能であるため、選別工程を経た上で、わずかな混合であれば規制対象外とする。

＜バーゼル法の規制対象外となるための条件＞

- A：分別され、ボトル、キャップ、ラベル以外のプラスチック樹脂や異物を含まないこと
- B：洗浄され、飲料や泥等の汚れが付着していないこと
- C：裁断され、フレーク状になっていること

- フレーク状に裁断された上で、選別工程を経ていれば、規制対象外となる。

規制対象外



規制対象

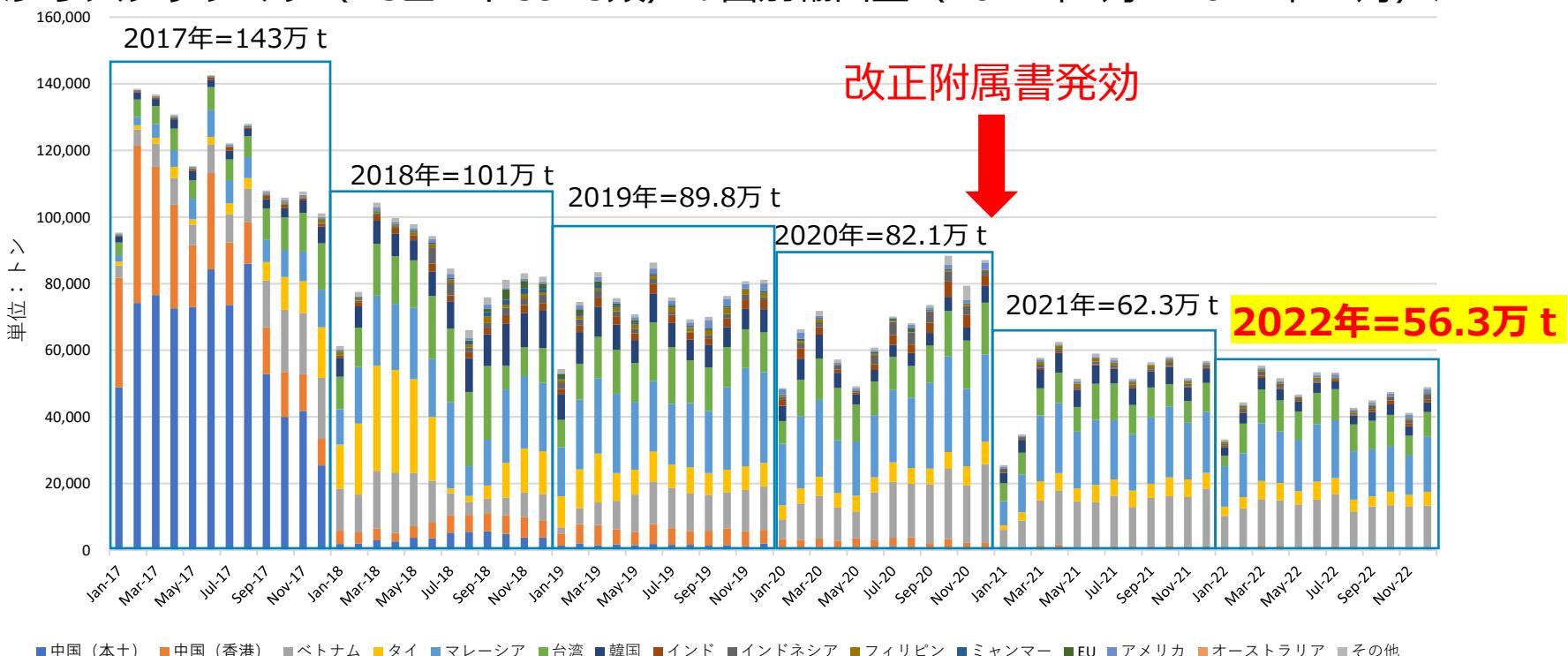


写真提供：パナソニックETソリューションズ株式会社、株式会社パナ・ケミカル

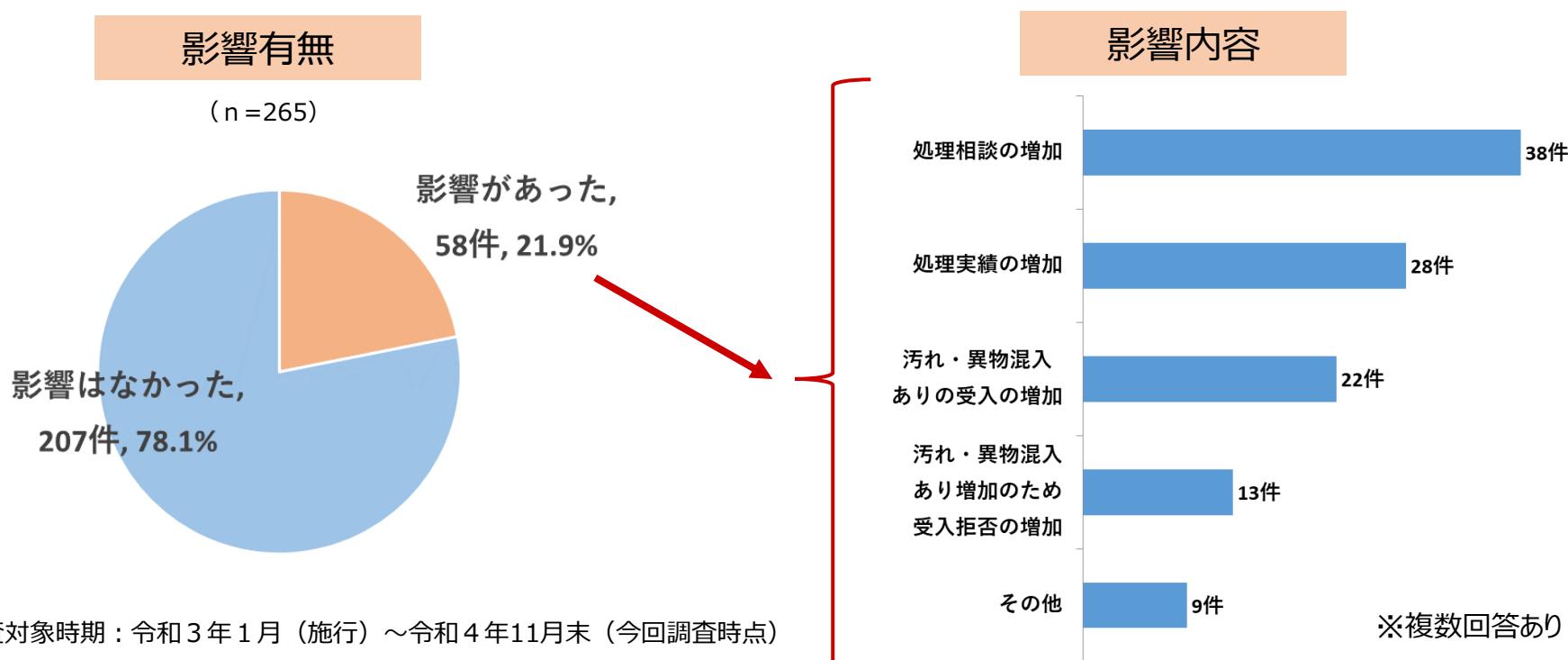
1. バーゼル条約附属書改正について
- 2. バーゼル条約附属書改正の施行とその後の輸出量の変化について**
3. バーゼル法・廃棄物処理法施行状況について
4. その他参考情報
 - ・COP15 E-wasteに係る改正
 - ・不適正な輸出の未遂事例
 - ・令和4年度における厳重注意指導案件
 - ・リチウムイオン電池の輸送に関する注意事項

- 日本からのプラスチックくず（HSコード3915類）の輸出については、2017年までは中国（本土）がその50～60%を占めていたが、2017年12月末の輸入規制措置以降は、ほとんど中国への輸出はなくなった。
- 2018年1月以降、タイ、マレーシア、台湾等への輸出が増えたが、それらの国・地域による輸入規制が始まると、これらの国への輸出も減少した。
- 2021年1月にバーゼル条約改正附属書が発効され、輸出量はさらに減少。2022年の輸出量は前年比9割ほどとなった。2022年の輸出先上位はマレーシア、ベトナム、台湾と続く。

<プラスチックくず（HSコード3915類）の国別輸出量（2017年1月～2022年12月）>



- 環境省において、2017年末以降の外国政府による廃プラスチックの輸入禁止措置、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業活動の変化及びバーゼル条約附属書改正等による廃プラスチック輸出入の動向による影響も踏まえた国内の廃プラスチック類処理の状況を把握するため、廃棄物処分業者に対し、アンケート調査を行った。
- バーゼル条約附属書改正等により、処分業者が受け入れる廃プラスチック類の受入量や性状等に「影響があった」と回答とした処分業者数は**21.9%と少数**であった。
- 影響の内容としては、**「処理相談の増加」、「処理実績の増加」**が主であり、その他「汚れ・異物混入ありの受入の増加」、「汚れ・異物の混入による受入拒否の増加」の順に多く、その他としては「最終処分先への搬入が制限された」等があった。



1. バーゼル条約附属書改正について
2. バーゼル条約附属書改正の施行とその後の輸出量の変化について
- 3. バーゼル法・廃棄物処理法施行状況について**
4. その他参考情報
 - ・COP15 E-wasteに係る改正
 - ・不適正な輸出の未遂事例
 - ・令和4年度における厳重注意指導案件
 - ・リチウムイオン電池の輸送に関する注意事項

- バーゼル法に基づく輸出において、移動書類を交付した案件の主な品目は、石炭灰、亜鉛くずで、金属回収など再生利用を目的とするもの。なお、主な輸出先は、韓国、フィリピン。
- バーゼル法に基づく輸入において、移動書類を交付した案件の主な品目は、電子部品スクラップ、金属含有スラッジで、金属回収など再生利用を目的とするもの。なお、主な輸入元は、フィリピン、台湾、タイ。

＜日本からの輸出＞

手続	件数	記載重量
相手国への通告	43件 (31)	402,661t (425,710)
輸出の承認 (注1)	41件 (27)	417,366t (377,553)
輸出移動書類の交付 (注2、注3)	326件 (220)	95,386t (146,089)

＜日本への輸入＞

手続	件数	記載重量
相手国からの通告	62件 (128)	23,357t (72,112)
輸入の承認 (注4)	27件 (88)	10,940t (54,563)
輸入移動書類の交付 (注2、注5)	73件 (106)	1,776t (1,601)

() 内は、令和2年実績

注1：令和3年に輸出承認を行ったものであり、令和2年以前に事前通告を行ったものを含みます。

注2：一定期間の輸出入に関して一括して事前通告又は輸出入の承認がなされたものであって、複数回に分けて輸出入される場合にあっては、通告及び輸出入承認の件数と移動書類の交付の件数とは一致しません。

注3：令和3年に輸出移動書類の交付を行ったものであり、令和2年以前に輸出の承認を行ったものを含みます。

注4：令和3年に事前通告を受領したものであり、令和2年以前に事前通告を受領したものを含みます。

注5：令和3年に輸入移動書類の交付を行ったものであり、令和2年以前に輸入承認を行ったものを含みます。

注6：令和2年の実績は、相手国への通告及び輸出の承認、並びに相手国からの通告及び輸入の承認の件数及び記載重量は、抽出対象を発表対象年以前も含む方式としていましたが、令和3年の実績は、発表対象年のみとする抽出方式に変更しています。

- 廃棄物の輸出報告のあった品目は、ほぼ全て石炭灰で、輸出の相手国・地域は韓国、香港、フィリピン等であり、全てセメント製造における粘土代替原料又は混和材としての利用を目的とするもの。
- 廃棄物の輸入報告のあった品目は、廃乾電池、水銀含有汚泥等で、輸入の相手国・地域はタイ、インドネシア等であり、ほぼ全て資源回収を目的とするもの。

<日本からの輸出>

手続	件数	記載重量
輸出確認 (注1)	44件 (42)	3,828,330t (4,124,730)
輸出報告量 (注2)		866,754t (872,318)

<日本への輸入>

手続	件数	記載重量
輸入許可 (注1)	2件 (6)	200t (9,342)
輸入報告量 (注2)		2,568t (3,280)

() 内は、令和2年実績

注1：輸出確認証又は輸入許可証の返却があったものを除きます。

注2：令和3年以前に輸出確認又は輸入許可を得て、令和3年に輸出入報告が行われたものを含みます。

1. バーゼル条約附属書改正について
2. バーゼル条約附属書改正の施行とその後の輸出量の変化について
3. バーゼル法・廃棄物処理法施行状況について
- 4. その他参考情報**
 - ・COP15 E-wasteに係る改正
 - ・不適正な輸出の未遂事例
 - ・令和4年度における厳重注意指導案件
 - ・リチウムイオン電池の輸送に関する注意事項

参考：COP15 E-wasteに係る改正



- 2022年6月に開催されたバーゼル条約第15回締約国会議（COP15）において、**非有害な電気・電子機器廃棄物（E-waste）を新たに条約の規制対象に追加することが決定**。併せてE-wasteのこれまでの規定方法の見直しが行われ、どのような性状・形状（機器本体、部品、処理に伴う廃棄物）のE-wasteが条約の規制対象となるのかが明瞭になった。
- 本改正により、**有害・非有害に関わらず、全てのE-wasteが条約の規制対象**となる。
- 本改正附屬書は2025年(令和7年)1月1日から発効。

附屬書の種類	主な改正内容	
附屬書Ⅱ	規制対象となる 非有害な廃棄物 のリスト	従来附屬書IXにB1110として規定されていた非有害なE-wasteを、Y49として本附屬書に追加。併せて、どのような性状・形状のE-wasteが対象になるのか（機器本体、部品、処理に伴う廃棄物）を規定。
附屬書Ⅷ	規制対象となる 有害な廃棄物のリスト	<p>従来A1180として規制されていた有害なE-wasteについて、どのような性状・形状のE-wasteが対象になるのか（機器本体、部品、処理に伴う廃棄物）を規定。</p> <p>①機器本体 a)鉛、カドミウム等を含む有害な機器 b)有害な部品（ブラウン管ガラス、水銀製品、PCB、基板、ディスプレイ等）を含む機器</p> <p>②部品 有害な部品</p> <p>③処理に伴う廃棄物 処理した際に発生する有害な破碎物、分解物等</p>
附屬書IX	規制対象とならない 非有害な廃棄物のリスト	既存のE-wasteに関連する規定（B1110とB4030）を削除。

事案概要

発生日：令和4年2月24日

発生港：大阪港

相手国：マレーシア

概要：

- 大阪府の輸出入業者Xの代表取締役らが通関業者Yの取締役らと共に、廃電子基板、コンデンサ、汚れの付着及び金属等の異物を含み再生利用のための調製されていない廃プラスチック等を、品名をPE(ポリエチレン)として虚偽の輸出申告をし、マレーシアに不正に輸出しようとした。
- 今回摘発された「電子ごみ」がバーゼル法の規制対象であることについては、環境省の職員が税関の検査に立会い、確認済みである。
- 本件により、Xの代表取締役、Yの取締役ら5人が大阪府警に逮捕された。（令和4年10月18日）

このような不適正な輸出入を防止すべく、環境省は体制強化を進めると共に、引き続き税関等と協力して対処していく方針。

- 環境省が税関と協力して実施した過去の貨物確認・スクラップ検査立会等の様子



令和4年度における厳重注意指導案件（令和5年1月まで）

＜厳重注意指導案件＞

発生日	発生港	相手国	概要	該当法律
令和4年4月8日	横浜	マレーシア	廃基板のくずの混入	バーゼル法
令和4年4月12日	横浜	アラブ首長国連邦	廃鉛バッテリー	バーゼル法
令和4年5月13日	苫小牧	マレーシア	蛇腹及びコネクターが付着したままの被覆線	バーゼル法
令和4年5月25日	名古屋	マレーシア	ミックスカラー状態の廃プラスチック、廃鉛バッテリーの粉碎品	バーゼル法
令和4年6月7日	横浜	タイ王国	廃家電	バーゼル法
令和4年9月7日	横浜	マレーシア	金属メッキされたプラスチック	バーゼル法
令和4年10月21日	名古屋	アラブ首長国連邦	廃鉛バッテリー	バーゼル法
令和4年11月10日	横浜	マレーシア	廃電気電子機器	バーゼル法
令和4年11月14日	横浜	マレーシア	廃電気電子機器	バーゼル法
令和4年11月24日	横浜	マレーシア	廃電気電子機器	バーゼル法
令和4年11月24日	横浜	マレーシア	廃電気電子機器、分別されていない廃電池類	バーゼル法
令和5年1月18日	横浜	マレーシア	蛇腹及びコネクターが付着したままの被覆線、廃基板の混入	バーゼル法
令和5年1月19日	横浜	マレーシア	廃電気電子機器	バーゼル法

参考：リチウムイオン電池の輸送に関する注意事項

リチウムイオン電池については、国連危険物輸送勧告で定める**危険物**に該当し、国内の関係法令で輸送要件が定められております。

今後、日本においても、リチウムイオン電池を搭載した電動車の増加が予想され、廃車解体時に取り外されたりチウムイオン電池の輸送機会の増加が予想されます。

リチウムイオン電池の輸送のうち、航空輸送については、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送が、禁止されております。海上輸送については、安全性を確保するため、リチウムイオン電池を収納する容器や国連番号等の標示などの輸送要件が、関連法令で定められております。

リチウムイオン電池の輸送については、**関係法令の遵守**にご注意下さい。

～危険物の輸送に関するWEBページのご案内～

危険物国際輸送における留意点：日本

<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-010148.html>

危険物の海上輸送等に係る安全対策

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000012.html

危険物の航空輸送の関係法令について

https://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000053.html

車載用リチウムイオン電池の輸送に関する注意事項

電気自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車（一部）、燃料電池車などの電動車には、リチウムイオン電池が搭載されています。

リチウムイオン電池については、国連危険物輸送勧告で定める**危険物**に該当し、国内の関係法令で輸送要件が定められております。※クラス9 その他の有害物質

今後、日本においても、リチウムイオン電池を搭載した電動車の増加が予想され、廃車解体時に取り外されたりチウムイオン電池の輸送機会の増加が予想されます。

リチウムイオン電池の輸送のうち、**航空輸送**については、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送が、**禁止**されております。**海上輸送**については、安全性を確保するため、リチウムイオン電池を収納する容器や国連番号等の標示などの**輸送要件**が、関連法令で定められております。

リチウムイオン電池の輸送については、**関係法令の遵守**にご注意下さい。

～危険物の輸送に関するWEBページのご案内～

危険物国際輸送における留意点：日本 <https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-010148.html>

危険物の海上輸送等に係る安全対策 http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000012.html

危険物の航空輸送の関係法令について https://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000053.html



➤ 国交省、経済産業省、環境省等により発出しているチラシ

- 廃棄物等の輸出入の手続に関する資料

<https://www.env.go.jp/recycle/yugai/index3.html>

- バーゼル法及び廃棄物処理法に係る事前相談窓口

<https://www.env.go.jp/recycle/yugai/jizen.html>

- プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準（本文）

https://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/r02basel_law02.pdf

- プラスチックの該非判断に関するよくある御質問

https://www.env.go.jp/recycle/yugai/basel_r021104.html

- 有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク資料

（アジア各国のプラスチック規制等）

http://www.env.go.jp/en/recycle/asian_net/Annual Workshops/Ws2020.html

